2017年 5月10日 10時05分
魚沼市議会

魚沼民商だより

2017年
5月 15日
第2053号

〒946-0032
発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話025（792）3064
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp

NO.5114 P. 1/1

今週末は全商連地方別活動交流会が開催されます

安倍首相は、日本国憲法の施行70年を迎えた5月3日、国民に挑戦するかのように、憲法9条改憲を明言しました。自衛隊を明記した新憲法を2020年に施行するというもので、立憲主義を無視して平和憲法を空洞化する企ては、絶対に許すわけにはいきません。

共謀罪法案と国税通則法改悪、倉敷民商弾圧事件をはじめ、社会保険加入や風営法での制裁行政などすでに始まっています。その権力による国民統制を跳ね返すためにも、自営業者の営業と暮らしを守るためにも、皆の力で仲間を増やして全商連地方別活動交流会を成功させましょう。

お近くの仲間に声を掛けてください。労災特別加入・一人親方労災、申告や新規開業で悩んでる方はたくさんいらっしゃいます。

皆さんと一緒に「仲間が増えてみんな笑顔」になれるよう、対象者を紹介してください。

民商会員の「交流の広場」を掲載募集しています

昨秋から、民商会員どうしの交流、仕事まわしの切っ掛けになればとの思いで、民商だより（ウラ面）を活用して、会員の紹介コーナーを設けることになりました。

仕事の発注や、掲載された方への問い合わせがあり着実に広がっていることを感じています。

4月に民商入会した山崎さん（自動車整備業）は、「私を知って欲しい」「たくさんの方と知り合いたい」と、入会3日目にメールで掲載原稿が届きました。とても積極的です。

掲載寸法は縦10cm×横15cm。掲載は無料となっています。

原稿（ゲラ）等は民商事務所へ届けるか、メールまたはFAXで送ってください。

今回のウラ面には山崎さん（マイトシップサービスカー）が紹介されています。

消費税・任意の中間申告書をご存じですか

皆さんご存じでしょうか。

今年消費税申告で納税額48万円以下の事業者が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を税務署に提出することによって、中間申告・納付することができる制度が2015年分（平成27年分）からスタートしました。

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」の提出期限は6月末日です。制度適用した場合「中間申告・納付」は8月末日となります。

又、今年消費税申告で納税額48万円超の事業者は中間納付しなければなりません。そこで「仕事の発注が少ない」「昨年より売上げが減少している」などの声が聞こえてきています。こういう時は仮決算を行って計算した中間申告・納付することもできます。そして「換価の猶予申請書」の提出も併せて検討することが大切です。

一人で悩まず、支部の仲間と相談しましょう。民商は「みんなで集まって、話し合い、相談し、助け合って、励まし合いながら営業と暮らし、そして健康の向上を守る」活動を基本としています。

「公契約条例」学習交流会が開催されます

今の公共事業の現場から「保育士は非正規と派遣が8割、園長だけが正規雇用の園もある」「新潟県の最低賃金は北陸で一番低い」「下請の建設業者は社会保険に入りたくても入れない請負単価」「指定管理制度の下では、従業員に非正規で最低の賃金しか払えない」「自治体がブラック企業をつくっている」などと渦巻いています。

これらの現状を解決する糸口として、全国で公契約条例制定の運動が広がっています。その運動を開始しようと新潟市内で学習会が開催されます。

ご希望の方は、5月22日迄に民商事務所にご連絡ください。

日時　5月23日（火）
　　午後1時30分～4時
会場　新潟ユニゾンプラザ
講演　「いま公契約条例がなぜ重要か～世田谷区における条例づくりと運用改善のとりくみ～」
講師　中村　重美さん
（世田谷自治体研究所副理事長）
参加費　500円

5月は民商の会計年度末です。月内の会費納入にご協力ください

ウラ面もご覧ください！

法律相談のお知らせ

日　時　5月　25日（木）
　　午後1時より
会　場　民商事務所
弁護士　大沢　理尋　先生
　　（新潟中央法律事務所）
相談料　3,000円
※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。